

建 政 ー 1 3 7 8
平成 2 5 年 1 1 月 1 日

庁 中 各 部 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
各 地 域 振 興 局 長
建 設 部 各 課 所 長
} 様

秋田県建設部長

円滑な工事実施のための施工確保対策について（通知）

建設工事の発注にあたっては、これまでも適正な品質の確保に努めてきたところであるが、記録的な大雨などによる度重なる災害からの迅速な復旧が求められる中で、今後の工事の発注状況によっては、これらの工事の円滑な実施が困難となることが懸念されています。

このため、平成 2 5 年度の緊急措置として、次のとおり取扱うこととしたので通知します。

なお、各部局長等にあっては、関係課所長に周知してくださるようお願いします。

1 現場代理人の常駐義務の緩和について

平成 2 6 年 3 月 3 1 日までに契約を締結した災害復旧工事について、「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて（平成 2 3 年 3 月 2 8 日建管ー 2 2 1 4 秋田県建設部長通知。平成 2 5 年 1 1 月 1 日最終改正）」を適用する場合にあっては、次のとおり取扱うものとする。

- ・ 1（2）本文中、「3 件」を「5 件」と読み替える。
- ・ 1（2）ウ中、「いずれも請負金額が 2,500 万円未満（建築一式工事の場合は 5,000 万円未満。）の工事であること」を「いずれも請負金額が 2,500 万円未満の工事であって、請負金額の合計が 7,500 万円未満のものであること」と読み替える。

2 条件付き一般競争入札において入札参加者が 1 者のみであった場合の取扱いについて

平成 2 5 年 1 1 月 5 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの間に入札公告を行う工事については、「建設工事における条件付き一般競争入札で、入札参加者が 1 者のみであった場合の取扱いについて（平成 2 1 年 6 月 1 日建管ー 6 0 0 秋田県建設交通部長通知。平成 2 2 年 1 1 月 1 5 日最終改正）」は、適用しないものとする。

従って、すべての条件付き一般競争入札において入札参加者が 1 者であった場合であっても、原則として入札を執行するものとするが、入札参加要件の設定に当たっては、適正な競争性の確保を図るよう留意すること。

担 当：建設部建設政策課
建設業班

T E L：018-860-2425

F A X：018-860-3800